

## I. 時価の算定に関する会計基準の公表

日本では、これまで時価（公正価値）の算定方法に関する詳細なルールが定められていませんでした。一方、IFRSではIFRS第13号、米国会計基準ではTopic820において、公正価値測定の詳細なルールが定められています。そのため、企業会計基準委員会（ASBJ）でも同様のルールが必要であると議論され、今年7月に時価の算定に関する会計基準とその適用指針（以下「時価算定基準」）が公表されました。また、時価の開示に関する基準も同時に改正・公表されています。

## II. 適用対象

時価算定基準の適用対象は以下のとおりです。これらに類似する仮想通貨については、取引が最も活発に行われている仮想通貨取引所又は販売所における取引価格を決定することが困難であるため、本基準の対象外とされています。

- 金融商品
- トレーディング目的で保有する棚卸資産

## III. 時価の算定方法

時価算定基準では、時価評価の対象となる金融商品及び棚卸資産すべてについて、どのインプット（時価算定のための情報）を利用するか決定した上で、時価を算定します。そのため、これまで時価を把握することが極めて困難と判断していた金融商品等についても今後は時価を算定する必要があります。（市場価格のない株式は下記V参照）

時価の算定に用いるインプットにはレベル1から3があり、レベル1から優先的に使用します。そして、使用するインプットに基づいて時価のレベルも分類されます。

### (1) レベル1の時価

時価の算定において、レベル1のインプットが重要な影響を与えるものがレベル1の時価です。レベル1のインプットとは、時価の算定日において、企業が入手できる活発な市場における「調整していない」相場価格です。たとえば、

- 上場株式や国債の時価

### (2) レベル2の時価

時価の算定において、レベル2のインプットが重要な影響を与えるものがレベル2の時価です。レベル2のインプットとは、直接又は間接的に「観察可能な」インプット、すなわち入手可能な市場データに基づいた情報のうち、レベル1のインプット以外のインプットをいいます。たとえば、

- 市場での取引頻度が低い地方債や社債
- 債権の時価について、国債の利回りに信用スプレッドを上乗せした利率を用いて割引現在価値により算定した場合
- 活発な市場における類似の資産の相場価格を使用した場合

### (3) レベル3の時価

時価の算定において、レベル3のインプットが重要な影響を与えるものがレベル3の時価です。レベル3のインプットとは、「観察できない」インプットです。たとえば、

- 債権の時価について、担保及び保証による回収見込額を評価して割引現在価値を算定した場合で、当該評価の影響が重要な場合

時価の算定にあたっては、十分なデータが利用できる評価技法、たとえばマーケット・アプローチやインカム・アプローチを用いますが、その際に関連性のある観察可能なインプット（レベル1,2）を最大限利用し、観察できないインプット（レベル3）の利用を最小限にすることが求められます。

インプットの入手可能性や主観性が評価技法の選択に影響する可能性はありますが、時価の分類はあくまでインプットのレベルに基づくものであり、評価技法には左右されません。

## IV. 第三者から入手した相場価格の利用

企業の決算にあたって、銀行からデリバティブ取引の時価情報を入手したり、ゴルフ会員権取引業者から会員権の相場情報を取得することがあります。このように、取引相手の金融機関、ブローカー、情報ベンダー等、第三者から入手した相場価格が時価算定基準に従って算定されたものであると判断する場合には、当該価格を時価の算定に用いることができます。

ただし、第三者が客観的に信頼性のある者で、企業から独立しており、公表されているインプットの契約時からの推移と入手した相場価格との間に明らかな不整合はないと認められる場合で、かつ、レベル2の時価に該当すると判断できる場合、以下のデリバティブ取引については、当該第三者から入手した相場価格を時価とみなすことができます。

- インプットである金利が全期間にわたって一般に公表されていて観察可能である同一通貨の固定金利と変動金利を交換する金利スワップ
- インプットである所定の通貨の先物為替相場が全期間にわたって一般に公表されていて観察可能である為替予約又は通貨スワップ

たとえば、金融機関から入手した金利スワップの時価については、当該みなし規定を採用できる可能性があります。

## V. 市場価格のない株式等の取扱い

市場価格のない株式等は、何らかの方法により時価の算定が可能であっても、時価評価はせず、従来どおり取得原価でB/Sに計上します。また、金融商品の時価注記において、従来は時価を把握することが極めて困難である理由を注記していましたが、当該理由を注記する必要はなくなりました。

## VI. 開示

金融商品の時価注記に、下表に示した金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項が追加されます（重要性が乏しい場合を除く）。ただし、連結財務諸表で注記している場合には個別財務諸表の注記は不要であり、さらに適用初年度の比較情報についても注記が免除されています。

なお、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するもの（普通・当座預金、短期借入金等）については、時価注記を省略することができます。

## VII. 適用時期及び適用初年度の取扱い

システム開発やプロセス整備に十分な準備期間が必要であることから、強制適用は2022年3月期の期首からであり、一定の猶予が設けられています。ただし、2021年3月期の期首又は2020年3月期の年度末から早期適用できます。

適用初年度は、原則として時価算定基準を将来にわたって適用しますが、遡及適用も認められています。

ご質問等は下記までお願いいたします

メール : [research@seiwa-audit.or.jp](mailto:research@seiwa-audit.or.jp)

ウェブサイト : <http://www.seiwa-audit.or.jp/contact/>

### 【金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する注記】

No	金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項	B/S価額＝時価 の金融商品	時価注記のみ 必要な金融商品 (B/S価額≠時価)
		注記が必要となるレベル	
1	レベルごとの時価の合計額	レベル1,2,3	レベル1,2,3
2	時価の算定に用いた評価技法及びインプット	レベル2,3	レベル2,3
3	時価の算定に用いる評価技法又はその適用を変更した場合、その旨、理由	レベル2,3	レベル2,3
4	時価の算定に用いた重要な観察できないインプットに関する定量的情報 企業自身が観察できないインプットを推計していない場合(たとえば、過去の取引価格又は第三者から入手した価格を調整せずに使用している場合)には、注記不要	レベル3	注記不要
5	金融商品の期首残高から期末残高への調整表 ① P/L計上額及びそのP/L科目 ② P/L計上額のうち、B/S日において保有する金融商品の評価損益及びそのP/L科目 ③ その他の包括利益計上額及びその包括利益計算書科目 ④ 購入、売却、発行及び決済のそれぞれの額(これらの額の純額での注記も可) ⑤ レベル1又はレベル2の時価からレベル3の時価への振替額、理由、振替時点に関する方針 ⑥ レベル3の時価からレベル1又はレベル2の時価への振替額、理由、振替時点に関する方針	レベル3	注記不要
6	企業の評価プロセス(たとえば、評価の方針及び手続の決定方法や各期の時価の変動の分析方法等)の説明	レベル3	注記不要
7	① 上記4の重要な観察できないインプットを変化させた場合にB/S日における時価が著しく変動するときは、当該観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響の説明 ② 当該観察できないインプットと他の観察できないインプットとの間に相関関係がある場合、相関関係の内容及び時価に対する影響が異なる可能性があるかどうかの説明	レベル3	注記不要